

法律が改正されたことによる注意点

平成20年5月より戸籍法や住民基本台帳法が改正され、個人情報保護の観点から「窓口に来られた方の本人確認が必要」となりましたので、次のとおりご注意ください。

春は各種届出が多くなる季節です

春は最も異動が多く、就職や就学などもこの時期に集中することから、異動の届出や戸籍・住民票の写しなど諸証明の交付申請が大変多い季節になります。
例年窓口も非常に込み合うことから、できるだけ混雑の少ない窓口を目指していきますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

住民票の写しなどの交付請求

住民票の写しを請求できる方は、同一世帯の方・家族でそれ以外の方は委任状が必要となります。また、窓口に来られた方の本人確認が必要です。

住民票の異動(転入・転出・転居など)の届出

住民票の異動の届出をされる場合も右記住民票の写しなどの交付請求と同様です。

戸籍謄本・抄本の写しなどの交付請求

戸籍謄本・抄本の写しなどを交付請求される場合、必ず窓口に来られた方の本人確認が必要になります。

戸籍に記載されている本人、またはその配偶者及び直系の親族の方は委任状は必要ありませんが、それ以外の方が請求される場合は委任状が必要になります。

第三者請求、公用請求、特定事務受任者(弁護士など)が戸籍謄本・抄本の写しなどを交付請求される場合は、正当な理由の明示など、別に規定されています。

本人確認の方法について

A 運転免許証・住民基本台帳カード(写真付)・その他官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書等(本人の写真が貼付されたもの)を提示または提出

B やむを得ずAを提示できない場合は、健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、年金証書など市長が適当と認める書類を2種類提示または提出



問合せ 戸籍年金係 ☎ 32-1823

無料法律相談会

お気軽にお越しください。

赤平市・歌志内市・札幌弁護士会共催

無料法律相談は、借金を整理したい…、訪問販売で高額商品を買わされたけど解約したい…、隣と敷地のことでもめているので、何とかしたい…、遺言したいけど、どうしたらよいのかわからない…などなど、何でもかまいません。話しを聞くだけで解決することもあるので、ご相談ください。



行ってみようかな!

毎週水曜日

弁護士があなたの悩みを解決します!

問合せ・予約先

赤平市役所市民相談係 ☎32-1834

歌志内市役所 ☎42-3211

予約制(空き状況によっては当日参加もOK)

	3月の予定日時	場 所	内容及び担当弁護士(予定)
7日(水)	午前10時00分～12時00分	赤平市役所	無料法律相談会 (担当: 村田 雅彦 弁護士)
	午後1時30分～3時30分	歌志内公民館	
14日(水)	午前10時00分～11時30分	交流センターみらい	「消費者被害について」 (担当: 橋本 佐和子 弁護士)
	午後2時00分～3時30分	歌志内市老人福祉センター	
21日(水)	午前10時00分～12時00分	赤平市役所	無料法律相談会 (担当: 川上 有 弁護士)
	午後1時30分～3時30分	歌志内公民館	